

社会福祉法人西鳳会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西鳳会の役員及び評議員等の報酬等を定款第8条および第21条に基づいて定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事長の役員報酬)

第3条 理事長が以下の要件において業務にあたった場合は役員報酬を支払うことができる。

(1) 常勤であること

(2) 定款第41条(施行細則)第2項の業務であること

2 理事長の報酬は、年棒制として、その1/2を各月に支払うものとする。支払額は別表1のとおりとする。

3 理事長報酬は、評議員会で承認された額とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合にあっては、第5条の報酬を支払うことができる。

| | 費用弁償の額 |
|-------|--------|
| 理事会出席 | 5,000円 |

2 評議員が評議員会に出席したときは、費用弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合にあっては、第5条の報酬を支払うことができる。

| | 費用弁償の額 |
|--------|--------|
| 評議員会出席 | 5,000円 |

3 交通費の実費が、実費弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、以下により報酬及び旅費等を支給することができる。

| 旅 費 | 宿泊費 (日額) | 報酬 (日額) | そ の 他 |
|-----|----------|---------|-------|
| 実 費 | 13,000円 | 3,500円 | 実 費 |

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日より適用する。

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

別表 1

| 名 称 | 報 酬 | 実費弁償費 |
|------------------|----------|--------|
| 理事長業務報酬等（月額） | 200,000円 | |
| 理事及び評議員業務報酬等（日額） | 10,000円 | 5,000円 |
| 監事監査指導報酬等（日額） | 10,000円 | 5,000円 |